別表第一を次のように改める。

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施		土地又は工作物の存在
				堤防及び護岸の工事	埋立の工事	埋立地又は干拓地の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○		
			騒音	○		
			振動	○		
	水環境	水質	水の汚れ			○
			土砂による水の濁り	○		
		土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質		○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物			重要な種及び注目すべき生息地	○	○
	植物			重要な種及び群落	○	○
	生態系			地域を特徴づける生態系	○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観			主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		○
	人と自然との触れ合いの活動の場			主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等			建設工事に伴う副産物	○	
	放射線の量			放射線の量	※○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ　建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。

ロ　道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

九　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第二建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	一　調査すべき情報	二　予測地域
		イ　放射線の量の状況	調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		ロ　気象の状況	
		一　予測の基本的な手法	二　調査の基本的な手法
		事例の引用又は解析	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析